

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 3 月 30 日

金 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○富山県防災行政無線運用規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県防災行政無線運用規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第14号

富山県防災行政無線運用規則の一部を改正する規則

富山県防災行政無線運用規則（平成 4 年富山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 中「、猫池中継所及び大牧トンネル」を「及び猫池中継所」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(管 財 課)

